

1 学期中の平日の活動

- (1) 活動は午後6時までとし、最終下校時刻は午後6時15分とする。なお、8の付く日は午後6時閉庁となるため、活動は午後5時30分までとし、最終下校時刻は午後5時45分とする。
- (2) 活動時間は、5時間授業の日(月・水・金)が2時間程度、6時間授業の日(火・木)が1時間程度となる。
- (3) トレーニングの一環として行う「朝練習」などについては、生徒の自主的な判断による活動として扱うが、安全配慮の観点から顧問が見届ける。

2 学期中の休日の活動

- (1) 原則として、土日はどちらか1日を休養日とし、3連休はどこか1日を休養日とする。
《例外》 ①長期にわたるリーグ戦を除く公式大会2週間前から。
※リーグ戦の前日が休日の場合は、その日の活動(3時間程度まで)を認める。
②平日に休校などの事情で通常の活動日数が確保されなかった場合。なお、該当週内で活動を行い、繰り越しはしない。
③高校入試に伴う家庭学習期間。
- (2) 活動時間は午前9時～午後5時の間で、原則として3時間程度までとする。ただし、準備と片付けの時間はこれに含まない。準備は午前8時30分から可とし、最終下校時刻は午後5時30分とする。
- (3) 公式大会以外(練習試合など)で終日活動した場合には、翌週の平日に1日休養日を設ける。

3 定期考査1週間前から定期考査終了までの活動

- (1) すべての活動(朝の活動を含む)を禁止する。
- (2) この期間中、又はその直後の土日に公式大会がある場合は、特別活動許可願の提出により活動が可能となる。ただし、平日は放課後もしくは朝の1時間程度の活動、公式大会前日が休日の場合はその午前の活動に限る。

4 長期休業中の活動

- (1) 活動日数は公式大会などを除いて、その期間の半分以上とする。
- (2) 活動時間は午前8時30分～午後4時30分の間で、原則として3時間程度までとする。ただし、準備と片付けの時間はこれに含まない。準備は午前8時から可とし、最終下校時刻は午後4時45分とする。なお、合宿・練習試合・調査研究などは例外とする。

5 合宿・宿泊を伴う練習試合など

年間7泊8日以内とする。ただし、県の強化事業などはこれに含まない。

6 休養日の確保

年間(52週間)で、休日52日以上かつ平日52日以上休養日を設ける。

7 活動上の諸注意

- (1) 顧問の指導の下で活動する。
- (2) 常に安全面に配慮した活動を心がけ、施設・環境面に異状がないか、活動の前後に確認する。
- (3) 活動中に不慮の事故などが起きた場合には、事故発生時の救急体制(校務の手引き)に基づき行動する。
- (4) 学期中の休日や長期休業中に部活動で登校する時は、制服または部で揃えた服を着用する。
- (5) 貴重品は部ごとに決められた方法で管理する。
- (6) 部室・更衣室などの使用は、次の通りとする。
 - ①学期中の平日の使用時間は、始業前と放課後とする。昼休みは使用不可とする。
 - ②使用後は消灯と施錠を確実にを行う。
 - ③鍵は体育職員室で管理する。破損や紛失などは、速やかに事務部及び部活動係に届け出る。
 - ④1か月に1度は清掃を行い、長期休業の前には大掃除を行う。
 - ⑤更衣室には個人の持ち物を置かない。